

## ○紀南地方老人福祉施設組合慰労金支給事業実施要綱

（令和2年8月13日）  
訓 令 第 6 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、「和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）補助金交付要綱」（以下「県要綱」という。）の趣旨に基づき、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら介護サービスを継続して提供するために必要な業務に従事した職員に対する慰労金を支給するため、紀南地方老人福祉施設組合（以下「組合」という。）が行う介護施設・事業所などに勤務する職員に対する慰労金の支給事業（以下「支給事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 慰労金 前条の目的を達成するために、支給事業の交付決定により組合より支給対象者に対し支給する慰労金をいう。
- (2) 支給対象者 県要綱に規定する慰労金直接交付対象者をいう。

（慰労金の支給等）

第3条 組合は、支給対象者に対し、1人につき5万円の慰労金を支給する。

（支給の方式）

第4条 管理者は、支給対象者に対し、あらかじめ登録された支給対象者名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

（不当利得の返還）

第5条 管理者は、重複して慰労金の支給を受けた者に対し、返還を求めるものとする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の交付に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（令和2年8月13日訓令第6号）

この要綱は、公布の日から施行する。